

熱海市総合福祉センター外壁調査業務委託仕様書

1. 業務委託名

熱海市総合福祉センター外壁調査業務委託

2. 業務の目的

本業務は、熱海市総合福祉センターの外壁面仕上げ材の浮き等劣化状況を調査し、仕上げ材の落下防止と建築物の保全計画資料とするものである。

3. 委託箇所

静岡県熱海市中央町1番26号 熱海市総合福祉センター

4. 調査対象建築物

熱海市総合福祉センター

建築年数：昭和54年

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階 塔屋1階

建築面積：540.81m²

延床面積：2,821.82m²

5. 業務委託内容

調査箇所：外壁東西南北面（塔屋、軒裏、バルコニー等含む）

吹付部・タイル面・外壁シーリング劣化状況調査

- ・全面打診調査
- ・仮マーキング
- ・数量調書作成

6. 調査方法

原則、調査員による打診調査とするが調査の手段は任意とする。

7. 委託期間

契約日から 令和4年2月15日 まで

8. 本特記仕様書の適用範囲

本業務は契約書記載事項以外については、本仕様書に従い施行しなければならない。

9. 業務計画

受託者は、本業務の作業開始に先立ち、本仕様書の内容を熟知した上で業務計画書を

作成し、監督員の承認を得なければならない。

10. 管理技術者の選定

受託者は、管理技術者及び担当技術者の選定において、業務の特質を考慮し、専門的知識と経験を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

また、管理技術者は、一級建築士の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

11. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料については原則として受託者が収集するものとするが、市が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与することができる。

貸与を受けた資料については、支給資料に対するリストを作成し、市に提出すると共に、業務完了後は速やかに返納すること。

12. 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。

またコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

13. 届出等

受託者は、業務の着手及び完了時には、下記書類を提出し承諾を受けること。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 工程表
- (4) 完了届
- (5) その他必要な書類

14. 関係部署等との協議

受託者は、関係官公署と協議を行うとき、若くは協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく市に報告しなければならない。

15. 議事録

受託者は、打合せ及び協議について議事録を作成し、監督員に提出すること。

また、電話等による協議内容についても同様のものとする。

16. 疑義

受託者は、本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに監督員と

協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう務めなければならない。

17. 照査

受託者は、業務の高い質の確保に努めると共に、検討結果や作成した成果に関する妥当性を検証するために照査を実施しなければならない。

18. 審査及び引き渡し

受託者は、業務完了時には業務完了届を監督員に提出すると共に、成果品に対する審査を受けなければならない。

なお、審査合格後に本仕様書が求める成果品を一式納品することで業務の完了とする。

19. その他

本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記の無い事項については、監督員と協議の上、詳細を決定する。

20. 成果品

提出する成果品については、内容や編集方法について監督員とこれを協議し、定めることとする。

(1) 報告書 (A4 版製本) 3部

報告書には以下の事項を含むものとする。

(ア) 調査結果及び状況の考察 (調査箇所の写真添付)

(イ) 外壁浮き部、欠損及びひび割れの劣化部、躯体シーリングの図示

(ウ) 外壁浮き部、欠損及びひび割れの劣化部、躯体シーリングの数量表

(エ) 外壁補修方法の検討及び工法資料及び概算金額見積書

(2) 打合せ議事録 2部

(3) 上記に係る電子データ (DVD-R) 2部

電子データの仕様は以下のとおりとする。

(オ) 文書は pdf 形式、図面は jww 及び dxf 形式、表は pdf 形式とする。